

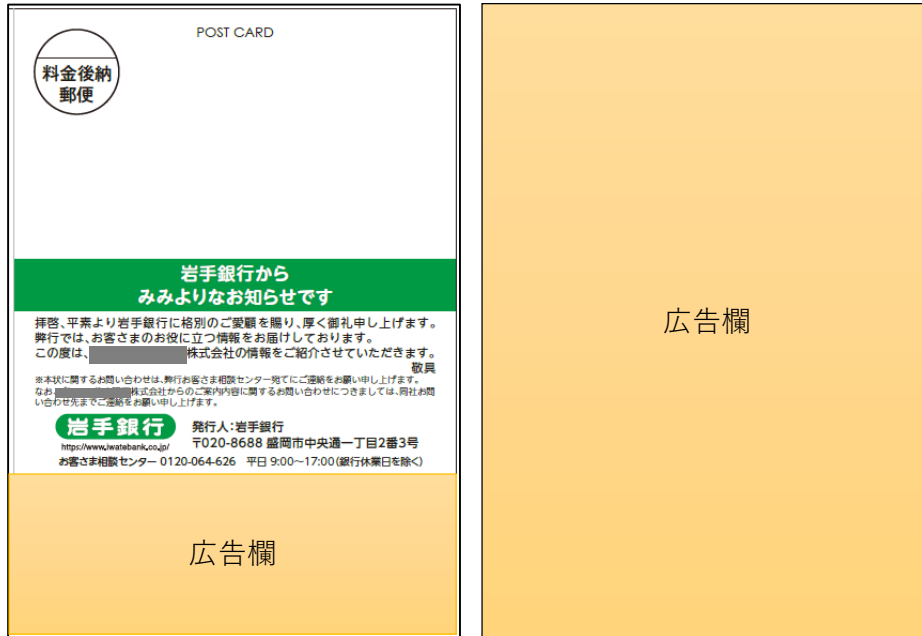
ターゲティング広告（DM）

クリエイティブガイドライン

岩手銀行デジタル推進部
広告・マーケティングチーム

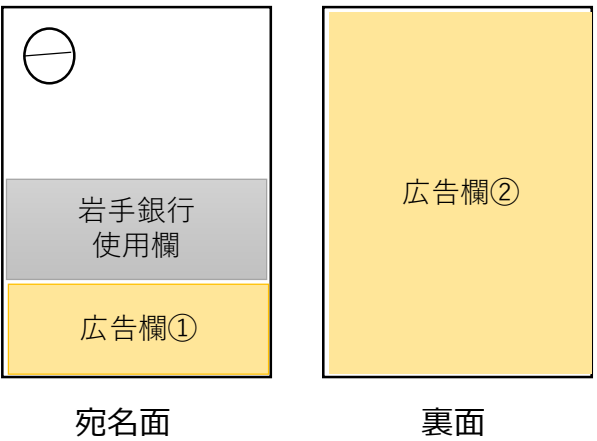
配信イメージ

《DM種類：はがきの場合》



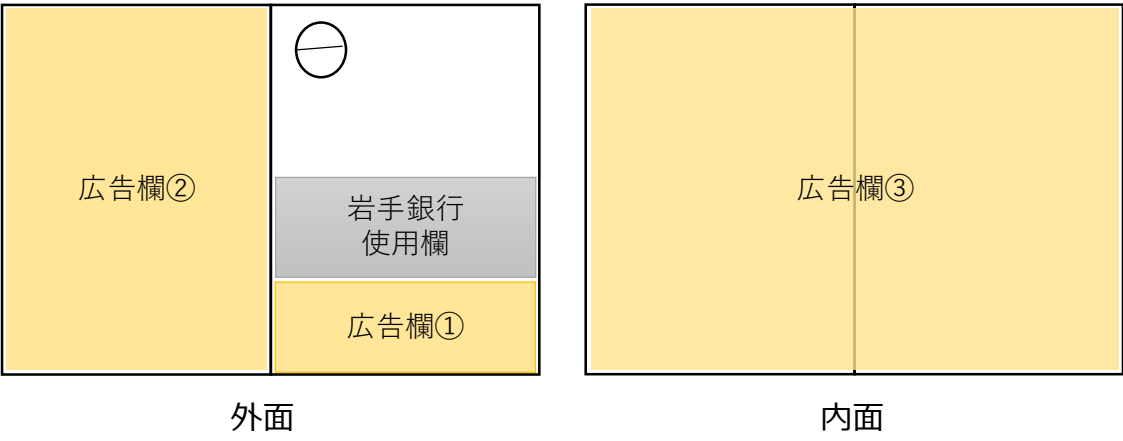
- お申込みいただいたDM種類のデザイン制作用テンプレートを岩手銀行よりお渡しします。
- 「広告欄」にデザインをご制作いただきます。

≪ はがき、大判はがきA4サイズ ≫



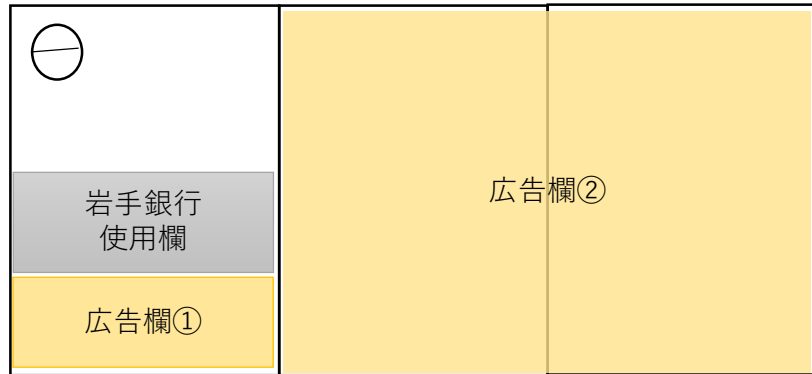
	はがき	大判はがきA4サイズ
①	W100mm × H37mm	W210mm × H95mm
②	W100mm × H148mm	W210mm × H297mm

≪ 2つ折り圧着はがき、2つ折り圧着はがきA4サイズ ≫



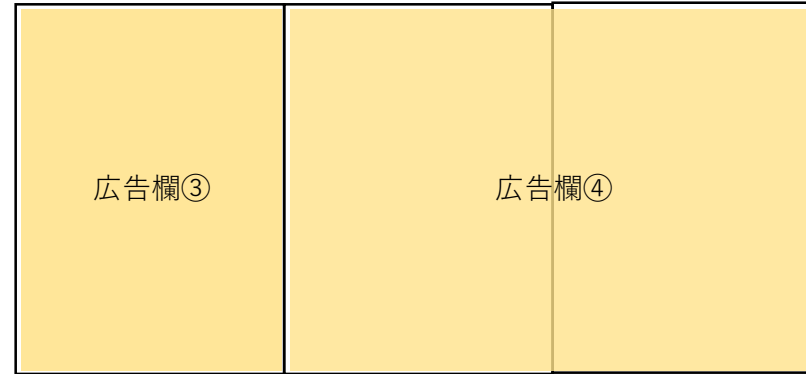
	2つ折り圧着はがき	2つ折り圧着はがきA4サイズ
①	W100mm × H37mm	W210mm × H75mm
②	W100mm × H148mm	W210mm × H297mm
③	W200mm × H148mm	W420mm × H297mm

≪ 3つ折り圧着はがき（Z型） ≫



宛名面

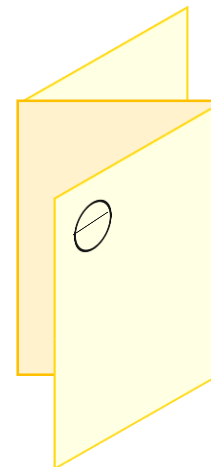
内面



外面

内面

	3つ折り圧着はがき（Z型）
①	W94mm × H37mm
②	W200mm × H148mm
③	W100mm × H148mm
④	W187mm × H148mm



デザイン制作時にご確認ください

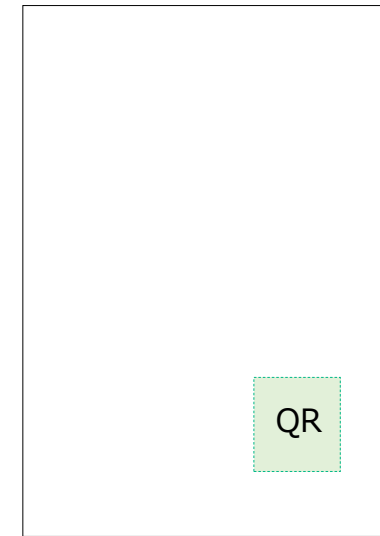
- 仕上がり線までデザインがあるものは、仕上がり線より外側に3mmのヌリタシを作成してください。
- 仕上がり線で切れてはお困りの文字・図形などは、仕上がり線より5mm程度内側に入れて作成してください。
- 広告欄について、フォントは全てアウトライン化してください。
(岩手銀行あいさつ部分については、アウトライン化不要です)
- 画像を配置する場合、カラーモード「CMYK」「グレースケール」で作成してください。
配置する画像の形式については、EPS/TIFF/PSD/JPEGを推奨しています。
- 4色（CMYK）、または1色（K）で作成してください（RGB、スポットカラーは不可）。
- aiデータおよび、出力見本としてPDFデータをご入稿ください。
illustratorバージョンは、「CS5」以下に設定ください。
- ご入稿後、岩手銀行所定のクリエイティブ審査を行います。審査により、一部修正をお願いする場合がございます。

QRコード効果計測（無料オプション）をご希望の場合

計測機能付きのQRコードは岩手銀行で発行・埋め込みいたします。

デザインをご制作する際に、QRコードを配置する場所を確保し、制作ください。

デザインご入稿時に、配置する場所およびQRコードから遷移するサイトのURLが分かるようにご連携をお願いいたします。



“DM限定特典”付与割引をご希望の場合

景品表示法に則った表示および特典の設定をお願いいたします。

●有利誤認表示の禁止

- ① 本DMに設定いただく特典は、他で展開するキャンペーンと重複が無いようご注意ください。

“本DM限定”としながら、他のキャンペーン等にて同一の特典を付与している場合、事実に相違して他のキャンペーン等より著しく有利であると誤認される表示として、有利誤認表示に該当するおそれがあります。

- ② 二重価格表示をする場合は、以下にご注意ください。

二重価格表示の例

通常価格：39,800円のところ、
特別価格：25,800円でご提供

「通常価格」等の過去の販売価格を比較対照価格とし、「特別価格」を表示する場合（＝二重価格表示）、比較対照価格は、最近相当期間※にわたって販売されていた価格である必要があります。

※最近相当期間とは、一般的には、二重価格表示を行う時点から遡る8週間を意味します。

当該期間において、比較対照価格で販売されていた期間が、商品を販売していた期間の過半を占める場合は、正当な比較対照価格とみなされます。

●景品類（特典等）の制限および禁止

- ・景品表示法では、過大な景品類（特典等）の提供を禁止しています。
“本DM限定”として設定する特典が、以下のどの景品類に該当するかをお確かめのうえ、特典として設定できる上限金額（P.9）にご注意ください。

・景品類の種類

商品・サービスの利用や来店でもれなく景品類を提供すること

- 例) ○○ご成約で○○プレゼント
○○を購入いただいた方 先着○名に○○プレゼント
○○へご来場で、○○プレゼント



総付景品

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供すること

- 例) ○○を購入いただいた方の中から抽選で○名に○○プレゼント
○○のクイズに正解した方に○○プレゼント



一般懸賞

※ただし、全員が正解できるようなクイズ等による
景品類の提供は「総付景品」に該当するおそれがあります。

商品・サービスの利用者に対し、一定の地域や業界の事業者が共同で景品類を提供すること

- 例) ○○商店街のイベントでの抽選会



共同懸賞

・景品類の提供上限は、取引価額※に応じて制限されます。

※取引価額とは、

- ・特定商品の「購入」または、一定金額以上の「購入」を条件として景品類を提供する場合
… 当該購入品の価格が取引価額となります。
- ・「購入」を条件とするが、金額の多少を問わず景品類を提供する場合
… 取引価額は、原則として100円とするが、通常行われる取引の価格のうち、最低のものが100円を超えることが明らかである場合は、当該最低のものを取引価額とします。
- ・「購入」を条件とせず、来店や申込みを条件として景品類を提供する場合
… 取引価額は、原則100円とするが、通常行われる取引の価格のうち、最低のものが100円を超えることが明らかである場合は、当該最低のものを取引価額とします。

総付景品の場合

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

一般懸賞の場合

取引価額	景品類の最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞にかかる 売上予定総額の2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞の場合

景品類の最高額	総額
取引価額にかかわらず 30万円	懸賞にかかる 売上予定総額の3%

より具体的な事例やQ&Aについては、消費者庁のホームページをご覧ください。

消費者庁：景品に関するQ&A https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/faq/premium/

ご留意事項

ご提出いただいたクリエイティブについて、弊行所定の審査をいたします。

審査により、修正等をお願いする場合がございます。

なお、本審査は弊行自らのために実施するものであり、記載の内容を法的に担保するものではありません。

また、これに係る法的な助言を行うものでもありません。

広告主さまは自らの責任において、クリエイティブについて、関連諸法令（景品表示法、薬機法、特定商取引法等）や公正競争規約等に違反する内容、知的財産権（著作権、肖像権等）およびプライバシー等の権利侵害に該当しないことを保証することとします。